

令和 6 年度

那珂川沿岸農業水利事業(一期)

旧渡里揚水機場機器設備据付その 2 工事

特 別 仕 様 書
(当初)

関 東 農 政 局
那 珂 川 沿 岸 農 業 水 利 事 業 所

第1章 総則

那珂川沿岸農業水利事業(一期) 旧渡里揚水機場機器設備据付その2 工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」(以下「共通仕様書(施)」という。)及び「土木工事等共通仕様書」(以下「共通仕様書(土)」という。)に基づいて実施する。同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、那珂川沿岸農業水利事業計画に基づき、旧渡里揚水機場機器設備据付その2 工事の施工を行うものである。

2. 工事場所

茨城県水戸市渡里町地内

3. 工事概要

本工事は、旧渡里揚水機場機器設備据付その2 工事で、その概要は次の通りである。
旧渡里揚水機場ポンプ設備

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 電気設備配線・配管 | 1 式 |
| (2) 試運転調整 | 1 式 |

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

5. 施工範囲

- (1) 本工事の施工範囲は、第2章 3. 工事概要に示す設備の据付及び試運転調整までの一切とする。
- (2) 次に示すものは本工事の施工対象外とする。
- 1) 仮締切工事及び水替工事(ただし、局部的な小水替は受注者が行うものとする。)
 - 2) 資機材の現場搬入道路の設置・撤去及び補修工事
 - 3) 建築工事
 - 4) 主ポンプ設備等製作据付工事
 - 5) 小配管工事
 - 6) 責任分界点までの引込外線工事

第3章 施工条件

1. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

- (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。
- (2) 現場据付の工事期間には雨天、休日等11日/月を見込んでいる。
(なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇である。)

2. 現場技術員

本工事は、共通仕様書(施)第1章 1-1-11 に規定している現場技術員を配置する。
氏名等については、別に通知する。

3. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録する。

第4章 現場条件

1. 関連工事等

受注者は、次に示す隣接工事、又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

(1) 旧渡里揚水機場建築その他工事

(施工予定期間 令和6年4月23日～令和7年3月26日)

受注者：株式会社河野工務店

2. 既設設備との受渡条件

本機場の電気設備は、東京電力エナジーパートナー株式会社から6600V(3相、3線、50Hz)で通年で受電するものとする。なお、東京電力エナジーパートナー株式会社との責任分界点は、引込第1柱に設置する開閉器の一次側接続点とし、既設電柱と同一地点とする。

3. 搬入路

現場への搬入路は、25t車の進入が可能である。

4. 第三者に対する措置

(1) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地の交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。この場合は、契約変更の対象とする。

(2) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

5. 関係機関との調整

受注者は電源引込及び受電申込みについて、必要な調整を行わなければならない。

- ・電源引込み及び受電申込、又は受電申込書の作成
- ・その他必要な協議事項、又は届出等

第5章 提出図書等

1. 提出図書

共通仕様書(施)第1章1-1-5に示す施工計画書、第1章1-1-6に示す承諾図書、第1章1-1-26に示す完成図書及び施工図は、A4版の装丁とし、監督職員が指定する日までに次に示す部数(承諾後の返却分を含む)を作成し監督職員に提出するものとする。

施工計画書 3部 承諾図書 3部 完成図書 2部 施工図 2部

なお、完成図書及び施工図の内容、編集等については監督職員と打合せのうえ作成するものとする。また、提出書類に変更が生じた場合はその都度変更書類を提出するものとする。

2. 提出図書の承諾・不承諾

共通仕様書(施)第1章1-1-6に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の契約日から60日以内に提出するものとする。また、承諾・不承諾は提出があった日から15日以内に文書で通知するものとする。

3. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわりその損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

4. 官公庁への手続き等

共通仕様書(施) 第1章 1-1-45 に示す書類は次のとおりとする。

- ・ 自家用電気工作物等の申請書 提出部数 3 部
- ・ その他必要なもの

第6章 仮設

据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

第7章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)は、渡里揚水機場敷地内とするが、使用にあたっては関連工事との調整を図るものとする。

2. 工事用地等の使用及び返還

工事用地等以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返還する場合は、発注者に報告するものとする。

第8章 貸与する施設及び資料等

本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。

- (1) 資 料 名 那珂川沿岸農業水利事業(一期)
 渡里揚水機場ポンプその2 実施設計その他業務報告書
- (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで
- (3) 返納場所 那珂川沿岸農業水利事業所
- (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第9章 試運転調整

本工事の試運転調整に要する電力費は発注者において負担する。

第10章 運転操作・制御方式

1. 運転管理

運転管理の内容は別紙1「管理項目表」のとおりとする。

2. 運転操作

ポンプ設備の運転操作内容は、別紙2「運転操作要領」のとおりとする。

第 11 章 据付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、経費については別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、共通仕様書(施)第 3 章第 7 節から第 13 節及び第 6 章第 12 節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. 電気設備

- (1) 電気設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配慮する。
- (2) 機器等の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震計算を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。なお、耐震クラスは「日本電機工業会規格」に示す A クラス以上とする。
- (3) 電線等は、負荷等に対して適切な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないよう、また、強い張力などを与えないように慎重に入線及び配線を行う。また端末には適当な大きさの端末処理材及び接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。
- (4) 電線等を地中埋設する場合は、その位置が明確になるようにしなければならない。
- (5) 電線管の埋設は、GL から 0.3m 以上の埋設深とする。
- (6) 引込設備から受変電設備間の CVT ケーブルは CVT(E-E) とする。
- (7) 壁や床貫通部には、屋外からポンプ室内への浸水対策としてモルタルや樹脂等を充填するものとする。
- (8) 接地極の埋設箇所は監督職員の承諾を受けるものとし、所定の抵抗値を保持できない場合は、監督職員と協議する。
- (9) 接地極埋設箇所には埋設標示柱、埋設標示板、及び接地端子箱を設けるものとする。

3. 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書(施)第 1 編第 2 章によるものとし、特記及び追加事項はこの特別仕様書によるものとする。

(1) 見本又は資料の提出

下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出し承諾を得た後に使用するものとする。

材料名	提出物
電線及び電線管等	カタログ等
コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書等

6. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 毎 の	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用

作業内容及び解体方法	③基礎 (ポンプ基礎)	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属 (ポンプ設備等)	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (電気設備)	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用

7. 建設資材等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等は想定していない。

第12章 施工管理等

1. 主任技術者の資格

主任技術者または監理技術者は、次に示す資格を有するものでなければならない。

(1) 主任技術者

建設業法第7条第2項イ又はロ、又はハに該当する者であること。

(2) 監理技術者

①建設業法第15条第2項イ又はロ、又はハに該当する者であること。

②監理技術者資格者証を有する者であること。

ただし、監理技術者資格者証を平成16年3月1日以降に交付されている場合は、講習修了証についても有する者であること。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書(施)による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/11st.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- ①黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- ②受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い
 - ①受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
 - ②本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記①に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
 - ③黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。
- (4) 写真の納品
 - 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。
 - なお、受注者は納品時に、URL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/Index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。
- (5) 費用
 - 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第13章 条件変更の補足説明

条件変更の本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 設計諸元等条件変更が必要となった場合
- (2) 関連工事との協議・調整が必要となった場合
- (3) 不可抗力によるもの
- (4) 法・基準の改正によるもの
- (5) 交通誘導員の配置が必要となった場合
- (6) 産業廃棄物の処理が必要となった場合
- (7) 既設構造物に保護の必要が生じた場合
- (8) 第2章第4項に示す工事数量に変更が生じた場合
- (9) 第2章第5項に示す施工範囲に変更が生じた場合
- (10) 小配管工事が追加になった場合。
- (11) 異常出水により工期延長が必要となった場合
- (12) 第三者との協議によるもの
- (13) 関係機関等との協議によるもの
- (14) 排水処理の必要が生じた場合
- (15) 据付時における敷鉄板の必要が生じた場合
- (16) 現地精査により変更が生じた場合
- (17) 遠隔確認の試行を行う場合
- (18) 既設利用可能な機器(配線、配管含む)等がある場合

(19) その他本仕様書に定めのないもの

第 14 章 公共事業関係調査に対する協力

1. 歩掛調査

本工事は、「歩掛調査」対象工事である。

なお、調査要領等は別途監督職員が指示する。

また、調査票は調査終了後速やかに監督職員に提出するものとする。

第 15 章 その他

1. 電子納品

(1) 工事完成図書を、施設機械工事等共通仕様書第 1 章 1-1-26 及び第 1 章 1-1-28 に基づき資料を作成し、次のものを提出しなければならない。

①工事完成図書の電子媒体(CD-R、DVD-R) 正副 2 部

2. 配置予定監理技術者等の選任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

更に、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

3. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、なんらかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日は除く。

4. 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方

法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

- ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- ② 工事請負契約書 第 18 条(条件変更等)に基づき、条件変更が確認された後の提案
- ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案の提出

1) 受注者は、2) の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書(共通仕様書(施)工場関係書類様式(様式-6)の様式 1～様式 4)に記載し、発注者に提出しなければならない。

- ① 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
- ② VE 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
- ③ VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
- ⑤ 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
- ⑥ その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面(共通仕様書(施)工場関係書類様式(様式-6)の様式 5)により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2(設計図書の変更に係る受注者の提案)の規定に基づくものとする。

5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条(請負代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額(以下、「VE 管理費」という。)を削減しないものとする。

7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条(請負代金額の変更方法等) 第 1 項の規定に基づき、請

負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合の前記 6)の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由(不可抗力、予測不可能な事由等)により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務(業)所長、(次長)、(総括監督員)、主任監督員(主催)、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員(主催)、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(3) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官(議長)・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(4) 建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2)及び(3)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、「工事の施工効率向上対策議事録」に記録し相互に確認するものとする。

6. 技術提案の履行

技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。

なお、機器の性能等、設計に関する技術提案を行った工事については、下記の「承諾図書」も対象とするものとする。

(1) 施工計画書提出段階

施工計画書提出段階には技術提案の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置付けを明確にする。

ただし、提出する当該工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。

なお、現場条件等によって、技術提案の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容又は対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。

また、各技術提案における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。

(2) 承諾図書提出段階

承諾図書提出段階には、技術提案の内容を承諾図書に確実に記載し、契約の位置付けを明確にする。

(3) 工事実施段階

施工計画書及び承諾図書に記載した技術提案の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、工場又は現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。

(4) 工事完成検査段階

工事完成検査時においては、技術提案の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。

7. 工事付属品

本工事で製作・据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に2部を備え付けなければならない。

なお、この図書は第5章の提出図書に示す完成図書、施工図の提出部数に含まないものとする。

8. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

ア 様式(洋風)便器

イ 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)

ウ 臭い逆流防止機能

エ 容易に開かない施錠機能

オ 照明設備

カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

ケ サニタリーボックス

コ 鍵と手洗器

サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

シ 便房内寸法 900×900mm 以上(面積ではない)

ス 擬音装置(機能を含む)

セ 着替え台

ソ 臭気対策機能の多重化

タ 室内温度の調整が可能な設備

チ 小物置場(トイレットペーパー予備置き場等)

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事(施工箇所)※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2 基／工事(施工箇所)※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所です計上できるものとする。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

9. 週休 2 日による施工

(1) 本工事は、週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休 2 日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休 2 日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 「週休 2 日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4 週 8 休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%(8 日／28 日)以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでのいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

- ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休 2 日 (4 週 8 休以上) の実施の確認方法は、次によるものとする。
- ① 受注者は、契約後、週休 2 日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
- ② 受注者は、週休 2 日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休 2 日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
- ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休 2 日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休 2 日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正する。

①補正係数

	4 週 8 休以上 現場閉所率 28.5%(8 日/28 日) 以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満 現場閉所率 25%(7 日/28 日) 以上 28.5%未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満 現場閉所率 21.4%(6 日/28 日) 以上 25%未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費(率分)	1.04	1.03	1.02
現場管理費(率分)	1.09	1.07	1.05

②補正方法

当初積算において 4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たない場合は、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただし、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が 4 週 8 休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領(模範例)の制定について」(平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。)別紙 8(事業(務)所長用)に示す「7. 法令遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。

- (6) 週休 2 日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

		補正係数
--	--	------

名称	区分	4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満
鉄筋工		1.05	1.03	1.01
鉄筋工(ガス圧接)		1.04	1.02	1.01

10. 週休 2 日制の促進

- (1) 本工事は、週休 2 日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書(以下「履行実績取組証明書」という。)の発行を行う工事である。
- (2) 発注者は、現場閉所状況が 4 週 8 休以上(現場閉所率 28.5%(8 日/28 日)以上)と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定に基づく工事成績の合計は 100 点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を 10 点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

- ① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙 5 に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大 2 点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて 1 点、2 点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- ☐ 週休 2 日(4 週 8 休以上)の確保に向けた企業の取組が図られている。
☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

- ② 現場閉所による週休 2 日相当(4 週 8 休以上)が達成した場合は、工事成績要領別紙 3-1 に示す「2. 施工状況(Ⅱ工程管理)」に、次の 2 つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休 2 日に満たない(休日率 4 週 6 休以上)場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- ☐ 休日の確保を行った。
☐ その他[理由:現場閉所による週休 2 日(4 週 8 休以上)の確保を行った。]

○事業(務)所長用

- ☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
☐ その他 [理由:現場閉所による週休 2 日(4 週 8 休以上)の確保に取り組んだ。]

- ③ 現場閉所による週休 2 日相当(4 週 8 休以上)が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙 8 に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で 1 点を加点評価する。

○事業(務)所長用

- ☐ その他 [理由:現場閉所による週休 2 日(4 週 8 休以上)の確保を行ったとともに全ての土曜日及び日曜日に現場閉所を行った。]

- (3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上(現場閉所率21.4%(6日/28日)以上)と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

11. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書(以下「計画書」という。)を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書(以下「変更計画書」という。)を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費率分と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認された費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

12. 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

13. 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第16章 設計変更の業務

受注者は、設計変更が生じ、契約変更に必要な測量設計図書の作成を監督職員から指

示された場合は、それに応じるものとする。
なお、その費用については別途協議する。

第 17 章 定めなき事項

- (1) 契約書、設計図面、及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上または製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については、受注者の負担で処理するものとする。
- (2) この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

[illegible]

[illegible]

別紙1 管理項目表 (3/4)

[illegible]

[illegible]

別紙 2 運転操作要領

1. 主ポンプ設備

1.1 運転監視操作の概要

(1) ポンプ設備の運転監視操作

本ポンプ設備は、ポンプ室の主ポンプ機側操作盤からの連動操作及び単独操作、電気室の計装盤からの自動操作及び手動操作（連動）とする。

主ポンプの運転制御は、期別取水量に応じた吐出し流量について、4号（Φ200mm）ポンプ及び5号（Φ700mm）ポンプの台数制御及び回転速度制御を行うものとする。
なお、本ポンプは、那珂川のHWL（TP+9.538）においても運転できるものとする。

1.2 運転監視操作の内容

(1) ポンプ設備

1) 単独操作

単独操作は、主ポンプ及びその運転に必要な補機設備や、吐出し弁類等の操作を、運転操作員がそれぞれ単独に操作し、動作を確認しながら運転する。

2) 連動操作

連動操作は、主ポンプ、吐出し弁、補機設備等の操作を1回の操作とし、各機器の操作段階を連動で行うものである。

各機器の動作の間には、必要に応じて相互にインタロックの保護回路を備える。

3) 自動操作

期別取水量に対応して、ポンプの台数選択及び4号（Φ200mm）ポンプ、5号（Φ700mm）ポンプの回転速度設定を自動に行える操作回路を備える。

○吸込水槽の水位計

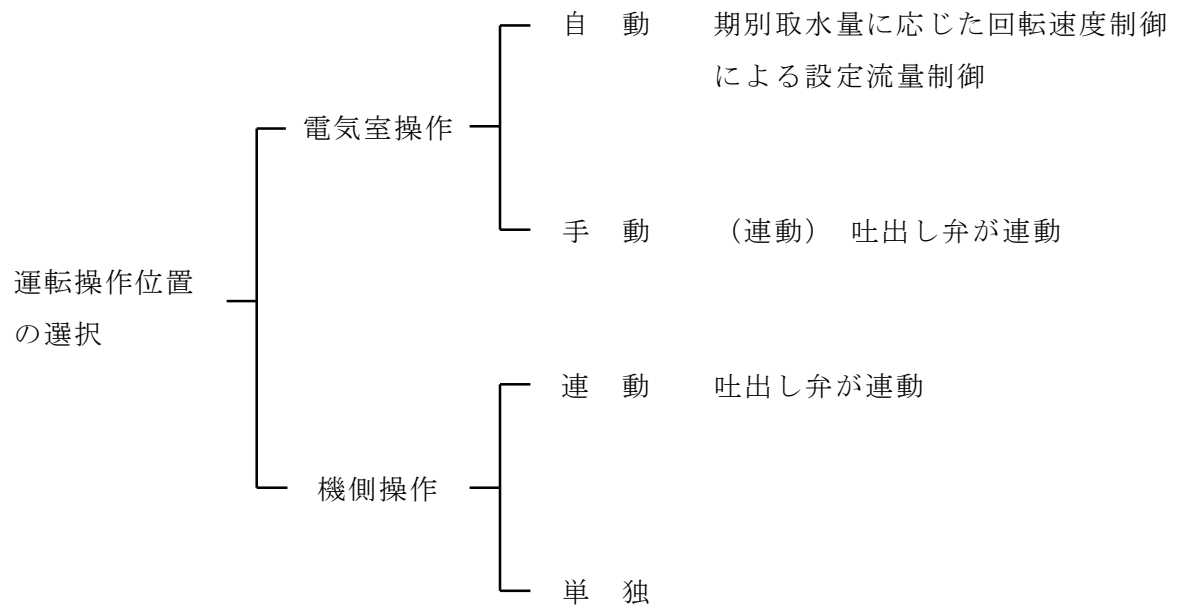
投込圧力式水位計：水位監視用

バックアップ水位計：電極棒式水位計(3P) ポンプ始動条件水位確認

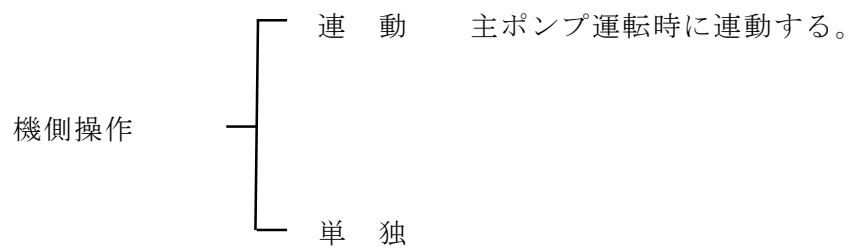
吸込水槽のLLWL ポンプの非常停止水位

1.3 操作場所と運転監視操作

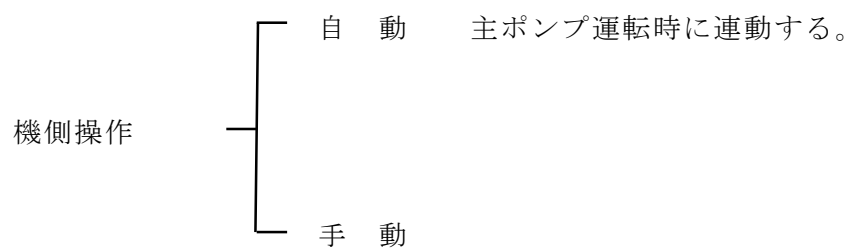
(1) 主ポンプ



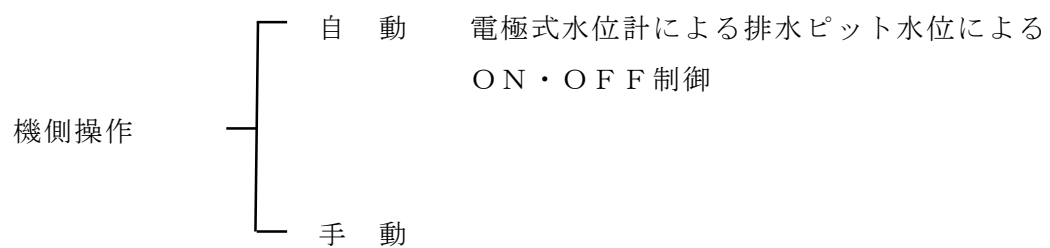
(2) 真空ポンプ



(3) 封水兼冷却水ポンプ



(4) 屋内排水ポンプ



1.4 始動条件

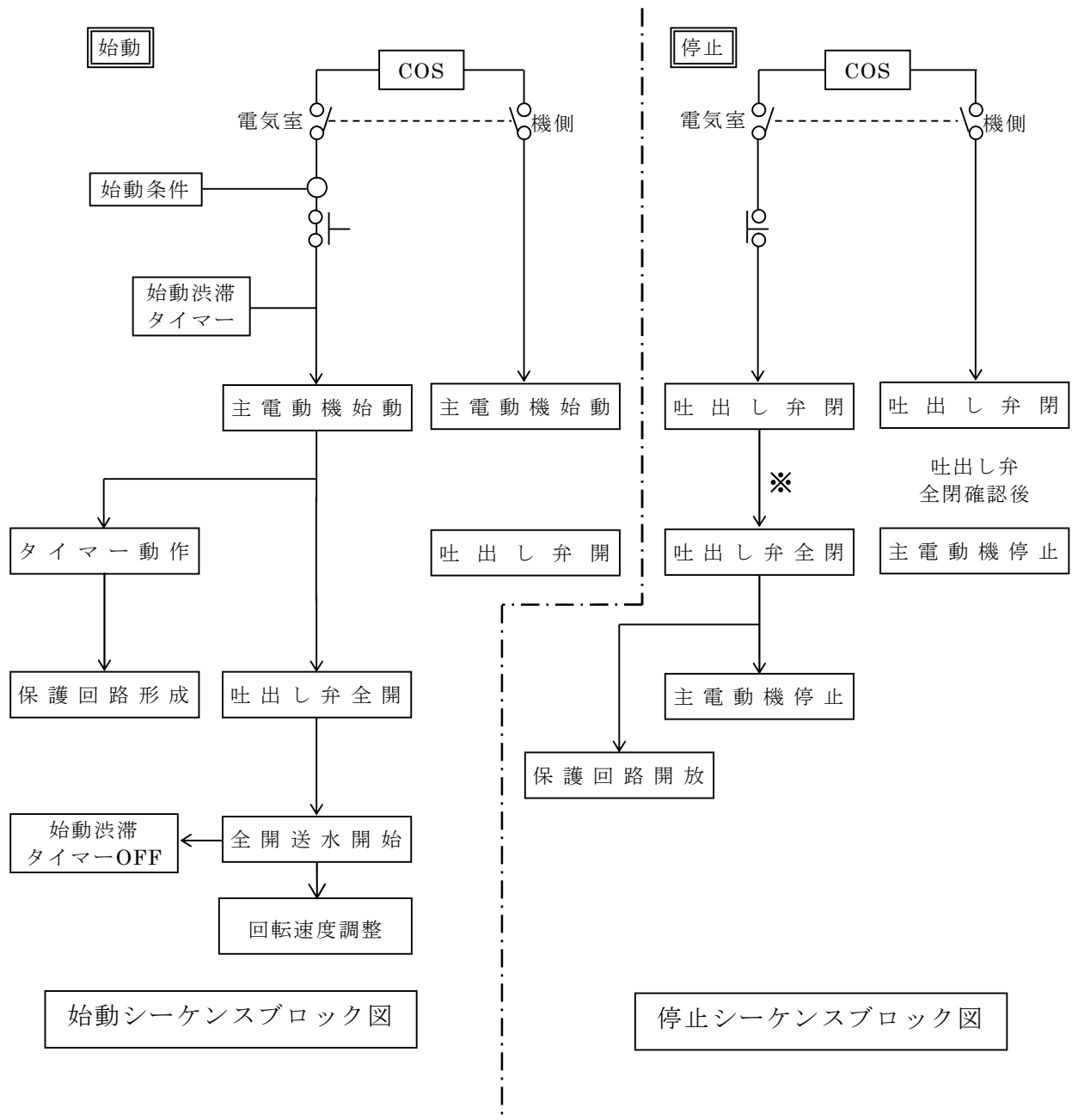
次の始動条件を満足すると、「計装盤」に「準備完了」の表示灯を点灯し、各運転監視操作が可能となる。

- (1) 吸込水槽水位規定値以上
- (2) 停止動作中でない
- (3) 吐出し弁全閉
- (4) 保護継電器が動作していない
- (5) 他の主ポンプが始動中でない
- (6) 各切替開閉器が所定の位置にある
- (7) 電源正常
- (8) 電磁流量計仕切弁が全開である

1.5 主ポンプの始動・停止順序（ポンプ設備の始動、停止シーケンスブロック図）

（１）始動順序（始動シーケンスブロック図 参照）

（２）停止順序（停止シーケンスブロック図 参照）



1.6 緊急停止順序

(1) 非常停止

保護継電器の動作及び非常停止開閉器の操作をした場合は、上記(2)の遠隔の停止順序で停止するものとする。

(2) 停電停止

停電により不足電圧継電器検知後、受電用遮断器をトリップさせるものとする。

1.7 保護警報

保護項目は、重故障及び軽故障に分けるものとする。重故障に対しては主ポンプを非常停止させると共に、異常状態を機側操作盤及び電気室盤に表示し、ベル警報を発するものとする。

また、軽故障は、異常状態を機側操作盤及び電気室盤に表示し、ブザー警報を発するものとする。

(1) 重故障

- 1) 電動機過電流
- 2) 過負荷・欠相(2Eリレー動作)
- 3) 地絡
- 4) 吸込水槽水位異常低下

(2) 軽故障

- 1) 始動渋滞
- 2) 吐出し弁過負荷・地絡
- 3) 吐出し弁過トルク
- 4) 電気系統軽故障

1.8 水位の計測

(1) 吸込水槽水位

吸込水槽に設置した投込圧力式水位計により計測した信号を計装盤で監視するとともに、その信号を受け、ポンプ連動操作を行う。

電極棒式水位計は吸水槽水位異常低下を検知し、ポンプの重故障回路に取り込むものとする。